

旭医大達第165号
令和3年10月13日

旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学公益通報者保護規程の一部を改正する規程

旭川医科大学公益通報者保護規程（平成19年旭医大達第72号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条（略） <u>（通報の対象事実）（新設）</u></p> <p>第2条 この規程における「<u>通報対象事実</u>」とは、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実及び最終的に犯罪行為につながる法令違反行為の事実</u></p> <p><u>(2) 本学の諸規定に違反し、又は違反するおそれのある行為の事実</u> （公益通報及び相談の窓口）</p> <p>第3条 本学における公益通報及び相談に対応するため、<u>総務課（以下「内部窓口」という。）及び本学が業務委託した法律事務所（以下「外部窓口」という。）に通報・相談窓口を置く。</u></p> <p><u>2 前項の通報・相談窓口</u>に、次に掲げる担当者を置く。（新設）</p> <p><u>(1) 内部窓口 総務課長</u></p> <p><u>(2) 外部窓口 前項で業務委託された法律事務所所属の弁護士</u></p> <p>（公益通報等の方法）</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（公益通報及び相談の窓口）</p> <p>第2条 本学における公益通報及び相談の<u>窓口（以下「通報窓口」という。）の担当者は、総務課長をもって充てる。</u></p> <p>（公益通報等の方法）</p>

第4条 公益通報及び相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話又は口頭によるものとする。

(公益通報等の受付等)

第5条 1～2 (略)

3 通報窓口の担当者以外の職員が公益通報等を受けたときは、速やかに内部窓口又は外部窓口のいずれかの通報・相談窓口に連絡し、又は当該公益通報者等に対し通報・相談窓口に公益通報等を行うように助言しなければならない。

4 (略)

(氏名等の秘匿を希望した場合の公益通報者) (新設)

第6条 公益通報者の希望により、第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

2 第5条第3項に規定する公益通報を行った者は、氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別できる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該公益通報を受けた者及び第3条第2項に掲げる者以外の者に氏名、連絡先その他の当該公益通報者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(事案関与の制限)

第7条 公益通報等の事案に関係すると認められる役職員は、通報・相談窓口、予備調査、調査、その他当該事案の処理に関与することができない。

2 学長が前項に該当する場合には、国立大学法人旭川医科大学コンプライアンス規則第5条に定めるコンプライアンス総括責任者がその任務を代行する。 (新設)

3 総務課長が第1項に該当する場合には、総務課長補佐又は文書法規係長がその任務を代行する。 (新設)

(予備調査)

第8条 1～4 (略)

第3条 公益通報及び相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話及び口頭によるものとする。

(公益通報等の受付等)

第4条 1～2 (略)

3 通報窓口の担当者以外の職員が公益通報等を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、又は当該公益通報者等に対し通報窓口に公益通報等を行うように助言しなければならない。

4 (略)

(事案関与の制限)

第5条 公益通報等の事案に関係すると認められる役職員は、予備調査、調査、その他当該事案の処理に関与することができない。

(予備調査)

第6条 1～4 (略)

5 学長は、前項の報告を受けて、公益通報等を受けた日から20日以内に、当該通報内容に係る調査の実施の有無等を決定し、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者等に通知しなければならない。この場合において、学長は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

第9条～第11条（略）

（調査結果の通知）

第12条 学長は、調査を終えたときは、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報者等に対し、当該調査結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第13条 1～2（略）

3 学長は、前2項の措置を講じたときはその旨を、公益通報を受けた通報・相談窓口を通して、当該公益通報等に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者等に対して遅滞なく通知し、必要に応じて、関係行政機関等に対し、当該調査及び是正措置等に関し、報告を行うものとする。

（被通報者等への配慮）

第14条 学長は、第12条及び前条第3項の規定により公益通報者等に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（守秘義務）

第15条 通報・相談窓口、通報窓口担当者、予備調査、調査、その他公益通報等の事案に関与した者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口担当者等でなくなった後も同様とする。

（解雇の禁止）

第16条～第17条（略）

5 学長は、前項の報告を受けて、公益通報等を受けた日から20日以内に、当該通報内容に係る調査の実施の有無等を決定し、当該公益通報者等に通知しなければならない。この場合において、学長は、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

第7条～第9条（略）

（調査結果の通知）

第10条 学長は、調査を終えたときは、当該公益通報者等に対し、当該調査結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第11条 1～2（略）

3 学長は、前2項の措置を講じたときはその旨を、当該公益通報等に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者等に対して遅滞なく通知し、必要に応じて、関係行政機関等に対し、当該調査及び是正措置等に関し、報告を行うものとする。

（被通報者等への配慮）

第12条 学長は、第10条及び前条第3項の規定により公益通報者等に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者（その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（守秘義務）

第13条 通報窓口担当者、予備調査、調査、その他公益通報等の事案に関与した者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口担当者等でなくなった後も同様とする。

（解雇の禁止）

第14条～第15条（略）

<p><u>(不正目的の通報制限) (新設)</u> <u>第18条 公益通報者等は、虚偽の通報、誹謗中傷を目的とする通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。</u> <u>第19条～第21条 (略)</u> <u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年1月1日から施行する。</u></p>	<p><u>第16条～第18条 (略)</u></p>
<p>【改正理由】 公益通報の外部窓口の設置に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。</p>	